

○売木村高等学校通学費等補助金交付要綱

平成 31 年 3 月 25 日告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、売木村が子育て支援事業のひとつとして、高等学校に進学する生徒に係る保護者の経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に該当する高等学校生徒の保護者で、売木村に住所を有する者とする。

- (1) 売木村に住所を有し、売木村から高等学校へ通学している生徒
- (2) 売木村に住所を有しながらも、学業及び学校生活の充実を図ることを目的とし、賃貸料、寮費等を支払い、自宅以外の住居で生活（以下「下宿」という。）をしながら高等学校へ通学している生徒

(補助額及び交付日)

第 3 条 補助額は、次の各号に定める額とし、毎月末までに支給する。

- (1) 阿南高等学校へ通学する者 月額 4,900円
- (2) 通信制高等学校へ通学する者 月額 1,400円
- (3) 前項以外の高等学校へ通学する者または下宿をする者 月額 13,300円

(補助金交付対象期間)

第 4 条 補助金の交付対象期間は、高等学校入学後 3 年間とする。ただし、特殊な事情があり、村長が認めた場合はこの限りではない。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、売木村高等学校通学費等補助金交付申請書（様式第 1 号）につき掲げる書類を添えて、村長へ提出するものとする。

- (1) 学生証の写し

(補助金の交付決定)

第 6 条 村長は、前条による補助金交付申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に売木村高等学校通学費等補助金交付決定通知書（様式第 2 号）を交付するものとする。

(補助金の請求)

第 7 条 前条の補助金の交付決定を受けた者は、売木村高等学校通学費等補助金請求書（様式

第3号)を村長へ提出するものとする。

(補助金の喪失)

第8条 補助金の交付を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、補助金の受給資格は喪失するものとする。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき
- (2) 交付資格者または同居の親族が、村税または村に納付すべき負担金等を滞納しているとき
- (3) その他、村長が適当でないと認めたとき

(補助金の返還)

第9条 虚偽または不正の申請をし、補助金の交付を受けた場合は、その全額を返還しなければならない。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附則

この要綱は公布の日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。